

長期低炭素ビジョン小委員会の設置について

平成28年 7月15日

地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年 1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 . 地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、長期低炭素ビジョン小委員会を置く。
- 2 . 長期低炭素ビジョン小委員会は、パリ協定等で2020年までに、今世紀半ばの長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を提出することが招請されていること等から、2050年及びそれ以降の低炭素社会に向けた長期的なビジョンについて審議する。
- 3 . 長期低炭素ビジョン小委員会の決議は、中央環境審議会地球環境部会長の同意を得て、地球環境部会の決議とすることができる。